



令和3年2月16日

担当課	行政経営課
担当者	山野・藤原
電話	(073) 435-1151
内線	2482

公金納付のキャッシュレス決済について

令和3年(2021年)4月から、公金をスマートフォン決済アプリで納付できるようになります。自宅や外出先などで簡単に納付できますので、ぜひご利用ください。

(1) 導入するキャッシュレス決済の種類

- ・ PayB (ペイビー) ・ PayPay (ペイペイ)
- ・ LINE Pay 請求書支払い (ラインペイ) ・ 支払秘書

(2) 対象となるもの

- 市・県民税 (普通徴収分) ○固定資産税・都市計画税 ○軽自動車税 (種別割)
- 国民健康保険料 (普通徴収分) ○後期高齢者医療保険料 (普通徴収分)
- 介護保険料 (普通徴収分) ○若竹学級利用料
- 水道料金 ○下水道使用料 (水道料金と一括請求分のみ)

※次のような納付書には、お使いいただけません。

- ・ 1枚あたりの金額が30万円を超えるもの (水道料金及び下水道使用料は、LINE Payのみ5万円以上のもの)
- ・ バーコードが印字されていないものまたは汚損、破れなどにより読み取れないもの
- ・ 納期限が過ぎているもの ・ 金額が訂正されているもの

(3) 導入時期

令和3年4月 (介護保険料は6月開始。後期高齢者医療保険料は7月開始。)

(4) 利用方法

納付書に印刷されているバーコードをスマートフォンなどのモバイル端末のアプリケーション(以下「アプリ」とします)上でスキャン(読み込む)することで納付できるサービスです。

サービスの利用には、各アプリのインストールが必要です。

(5) 広報(周知)について

市報わかやま4月号、和歌山市ホームページ等にて周知を行います。

(6) 問合せ先

対 象	担当課	電話番号
市税に関する事	納税課	073-435-1038
国民健康保険料に関する事	国保年金課	073-435-1214
後期高齢者医療保険料に関する事	保険総務課	073-435-1062
介護保険料に関する事	介護保険課	073-435-1334
若竹学級利用料に関する事	青少年課	073-435-1235
水道料金及び下水道使用料に関する事	営業課	073-435-1128